

倉吉市公共施設等における自転車等の放置に対する措置に関する条例をここに公布する。

令和4年3月16日

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市条例第2号

倉吉市公共施設等における自転車等の放置に対する措置に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市の公共施設等における自転車等の放置に対する措置に関し必要な事項を定めることにより、公共施設等及びその周辺の良い環境を確保し、及びその機能の低下の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車等 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (2) 放置 自転車等の利用者又は所有者(以下「利用者等」という。)が当該自転車等を離れて、容易に移動させることができない状態にあることをいう。
- (3) 公共施設等 市が所有し、又は管理する土地及び施設をいう。

(公共施設等における自転車等の放置に対する措置)

第3条 市長は、公共施設等(倉吉市駐車場の設置及び管理に関する条例(昭和49年倉吉市条例第35号)第3条に規定する倉吉駅北口駐車場及び倉吉駅南口駐車場を除く。)に自転車等が放置され、これにより公共施設等及びその周辺の良い環境の確保が阻害され、及び公共施設等の機能が低下していると認めるときは、当該自転車等の利用者等に、当該自転車等を放置しないことを要請する等の文書を当該自転車等に取り付けることその他必要な指導を行うことができる。

2 市長は、前項の指導にもかかわらず、なお自転車等が規則で定める相当の期間にわたり放置されている場合は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号。次項において「自転車利用等総合推進法」という。)第6条第1項の規定に基づき、当該放置されている自転車等を撤去し、及び保管場所に保管することができる。

3 前項の規定による保管をした場合は、市は、自転車利用等総合推進法第6条第6項の規定に基づき、都道府県警察に当該撤去した自転車等に関する資料の提供を求めることができる。

(保管した自転車等に係る措置)

第4条 市長は、前条第2項の規定により自転車等を撤去し、及び保管したときは、その旨を告示するとともに、当該自転車等を当該自転車等の利用者等に返還するために必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項の措置を講じた後、3月を経過してもなお返還することができない自転車等について、その保管に不相当な費用を要するときはこれを売却し、その代金を保管することができる。この場合において、当該自転車等につき買受人がないとき又は売却することができないと認められる

ときは、市長は、当該自転車等につき廃棄等の処分をすることができる。

(費用の請求)

第5条 市長は、第3条第2項の規定により自転車等を撤去し、及び保管したときは、それに要した費用に充てるため1台につき2,200円以内において規則で定める額を当該自転車等の利用者等に請求することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。